

千曲市訓令第5号

本 庁
出先機関

千曲市建設工事事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月26日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市建設工事事務処理規程の一部を改正する訓令

千曲市建設工事事務処理規程（平成15年千曲市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。